

「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」の設置について

2019 年 4 月

2021 年 10 月改定

日本証券業協会

1. 設置の目的

2018 年 6 月、「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」の下部機関である「社会的弱者への教育支援に関する分科会」（現「子供の貧困対策支援委員会」）において、我が国の子どもの貧困問題の解決に向けた証券業界の具体的支援策の一つとして、会員証券会社と NPO 法人等（以下「参加団体」という。）を結ぶプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の構築が提言された。

地域社会と NPO のニーズや変化を踏まえて効率的かつ実効的にプラットフォームを運営し、SDGs の達成に資するものとするため、証券戦略会議の下に「会員と NPO 法人等とのプラットフォーム運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

運営委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （１）プラットフォームの掲載内容に関する事項
- （２）プラットフォームの参加団体の登録、変更、削除等に関する事項
- （３）プラットフォームを利用することにより参加団体が支援を受けた場合における当該支援の利用状況の確認に関する事項
- （４）その他プラットフォームの運営のために必要と認められる事項

3. 構成・運営

- （１）本運営委員会の委員は、会員（当該会員のグループ会社を含む。）の役職員、有識者等により構成する。
- （２）本運営委員会には、委員長を置く。
- （３）本運営委員会の委員長及びその他の委員は、証券戦略会議議長が選任する。
- （４）本運営委員会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- （５）委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4. 報告等

- （１）本運営委員会は、その検討状況等について証券戦略会議に報告する。
- （２）本運営委員会は、必要に応じ「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」及び「子供の貧困対策支援委員会」に意見を聴くことができる。

5. 事務の所管

本運営委員会の庶務は、本協会 SDGs 推進本部 SDGs 推進室が担当する。

以 上